

危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 112 条

(収納検査)

第 112 条 次の各号に掲げる危険物をコンテナ（4 側面が閉囲された構造のものに限る。）に収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 火薬類
- 二 高压ガス
- 三 引火性液体類（引火点摂氏 23 度未満のもの及び引火点摂氏 23 度以上のものであって、副次危険性として毒性又は腐食性を有するもので、告示で定めるものに限る。）
- 四 有機過酸化物
- 五 毒物（液体又は気体のもので、告示で定めるものに限る。）
- 六 放射性物質等
- 七 腐食性物質（副次危険性として引火性又は毒性を有するもので、告示で定めるものに限る。）

2 ～ 7 省略

船舶による危険物の運送基準等を定める告示 第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(収納検査を必要とする危険物)

第 25 条 規則第 112 条第 1 項第 3 号の告示で定めるものは、副次危険性等級が 6.1 又は 8 の引火性液体とする。

2 規則第 112 条第 1 項第 5 号の告示で定めるものは、容器等級が I 又は II の毒物とする。

3 規則第 112 条第 1 項第 7 号の告示で定めるものは、副次危険性等級が 3 又は 6.1 の腐食性物質とする。